

災害復旧工事での立入禁止、関係者以外立入禁止措置が必要な場所

配置すべき人	該当箇所		準拠条文
車両系 荷役運搬機械	フォーク、ショベル、アーム等、及びこれらにより支持されている荷の下	立入禁止	安衛則 1 5 1 の 9
車両系 建設機械	運転中の車両系建設機械に接触危険の箇所		安衛則 1 5 8
	一定条件下で荷のつり上げを行った場合につり上げた荷との接触、つり上げた荷が落下する危険のある箇所		安衛則 1 6 4
コンクリート ポンプ車	コンクリート等の吹出しにより危険がある箇所		安衛則 1 7 1 の 2
くい打(抜)機 ボーリングマシン	巻き上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側		安衛則 1 8 7
伐木等の作業	造林等作業の下方で伐倒木等木材の転落等危険箇所	安衛則 4 8 1	
不整地運搬車 構内運搬車 貨物自動車	1つの荷が100kg以上のものを不整地運搬車、構内運搬車、貨物自動車に積卸しする作業箇所	関係者以外 立入禁止	安衛則 1 5 1 の 4 8 安衛則 1 5 1 の 6 2 安衛則 1 5 1 の 7 0
工作物の解体等	ブレーカを用いて工作物の解体・破壊の作業、又はコンクリート・岩石等の破砕の作業を行う区域内		安衛則 1 7 1 の 4
型わく支保工	組立又は解体を行う作業区域		安衛則 2 4 5
土止め支保工	切りばり又は腹おこしの取付け、取外しを行う作業箇所		安衛則 3 7 2
建築物等の鉄骨の 組立て等	作業区域内		安衛則 5 1 7 の 3
鋼橋の架設等作業			安衛則 5 1 7 の 7
コンクリート 造の工作物の解体			安衛則 5 1 7 の 1 5
コンクリート橋架 設等			安衛則 5 1 7 の 2 1
墜落の危険	墜落危険箇所		安衛則 5 3 0
足場の組立て等	つり足場、張出し足場、高さ2m以上の足場の組立、解体、変更の作業区域		安衛則 5 6 4
作業構台の組 立て等	作業構台の組立、解体、変更	安衛則 5 7 5 の 7	
危険物の取扱 い	火災又は爆発の危険がある場所	火気使用禁止の表示と 不必要車の立入禁止	安衛則 2 8 8
明り掘削	地山の崩壊、土石の落下のおそれがある場所	立入禁止 土止め支保工・防護網の設 置	安衛則 3 6 1
衛生上 有害作業	酸欠、ガス、粉じんの発散・有害物の取扱い、著しく暑熱な場所など衛生上有害な場所	関係者以外立入禁 止並びに表示	安衛則 3 8 9 の 8
物体落下の危険	物体落下の危険箇所	防護設備 立入区域の設定	安衛則 5 3 7
ケーブル クレーン	巻上・横行用ワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 2 8
クレーン	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下		クレーン則 2 9
移動式 クレーン	上部旋回体の接触するおそれのある箇所		クレーン則 7 4
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下		クレーン則 7 4 の 2
建設用 リフト	搬器の昇降によって危険ある箇所		クレーン則 1 8 7
	巻上用ワイヤロープの内角側		
クレーン	組立、解体の作業区域	関係者以外立入禁 止並びに表示	クレーン則 3 3
移動式 クレーン	ジブの組立て、解体の作業区域		クレーン則 7 5 の 2
建設用リフト	組立、解体の作業区域		クレーン則 1 9 1
酸素欠乏危険	酸素欠乏危険作業場所、又はこれに隣接する場所	関係者以外立入禁 止並びに表示	酸欠則 9
石綿使用建築 物等の解体	石綿等を含有する建材物を使用した建築物・工作物の解体作業または石綿等の囲い込み作業の場所	関係者以外 立入禁止	石綿則 7 の 1

